

ふるさと納税で高山村を応援して下さい！ 「上州高山ふるさと寄附」に特典をご用意致しました！

○ふるさと納税とは…

「ふるさと納税」とは、自分が生まれ育ったふるさとや、応援したいと思う市町村に寄附を行うと、その年の所得税及び翌年度の個人住民税から控除が受けられる制度です。

○ふるさと納税の仕組みは…

市町村に寄附を行うと、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により、寄附額のうち2,000円を超える額については、概ね個人住民税所得割の1割程度を上限として全額が控除されます。

つまり、寄附を行うことで所得税及び住民税が減税され、あたかも自分の応援したい市町村に納税したのと同じ効果になる仕組みになっているわけです。

○「上州高山ふるさと寄附」の特典とは…

平成26年4月1日より、「上州高山ふるさと寄附」に5,000円以上のご寄附をいただいた方には、そのご寄附の金額に応じて1,000円分から10,000円分の範囲内で相当する「高山村の農産物等の特産品」と、やはりご寄附の金額の約4分の1に相当する「お礼券（金券）」を贈呈いたします。

○高山村のふるさと納税「上州高山ふるさと寄附」の流れは…

①「寄附申込書」の提出（寄附者）

↓

②「納入通知書」或いは、「郵便局の振替払込書」の発

行（高山村）

↓
③「寄附金」の納付（寄附者）

↓
④「寄附金受領証明書」の発行及び、「高山村の特産品」並びに「お礼券（金券）」の贈呈（高山村）

↓
⑤寄附をした翌年の3月15日までに、「寄附金受領証明書」により確定申告（寄附者）

↓
⑥寄附をした年の「所得税の還付」及び、寄附をした翌年度の「個人住民税の軽減」により税金の軽減（寄附者）

↓
⑦「詳細については…」

高山村役場（総務課） 0279-63-2111（内線11）へお問い合わせ下さい。



お礼券（金券）の見本

平成26年度村税等納期一覧表

平成26年度村税等の納期は下記のとおりですので、口座振替の方は納期限前に残高確認を、納付書払いの方は納期限までに納付して下さい。

また、年度の途中でも口座振替の申込みは受け付けていますので、希望される方は各担当課まで連絡して下さい。

税目等	月別	担当課	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
村 県 民 税		税務課			1期		2期		3期		4期			
固 定 資 産 税		税務課		1期		2期		3期		4期				
軽 自 動 車 税		税務課	全期											
国 民 健 康 保 険 税		税務課			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	
介 護 保 険 料		住民課			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	
後期高齢者医療保険料		住民課			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	
上 下 水 道 使 用 料		農政課	3・4月分		5・6月分		7・8月分		9・10月分		11・12月分		1・2月分	
村 営 住 宅 使 用 料		農政課				毎月								
学 校 給 食 費		教育課					毎月							
納期限（振替日）			平成26年4月30日	平成26年6月2日	平成26年6月30日	平成26年7月31日	平成26年9月1日	平成26年9月30日	平成26年10月31日	平成26年12月1日	平成26年12月25日	平成27年2月2日	平成27年3月2日	平成27年3月31日

注意) 納付又は年金等から特別徴収（天引き）される場合はそれぞれの支払月となります。

※不明な点がございましたら、高山村役場各担当課までお問い合わせ下さい。[代表電話 63-2111]

たくさんのお見舞金をいただきました

去る2月15日未明からの豪雪は、高山村にとって過去に例のない被害をもたらしました。この災害に対し、各方面から多額のお見舞金をいただきましたので、紹介させていただきますとともに、ご厚志に対し心から感謝を申し上げます。

また、いただきましたお見舞金は、一日も早い災害復旧のために、大切に活用させていただきます。

群馬県町村会より	1,000万円
群馬県市町村振興協会より	100万円
群馬県町村議會議長会及び全国町村議會議長会より…	5万円
全国町村会より	3万円
全国森林環境税創設促進連盟より…	2万円



群馬県町村議長会長から平形議長へ

去る3月18日、一般財団法人「群馬県森林・緑整備基盤in」もつたいない運動及び自然環境の保全と利用に関する事業に使つて下さいと、「上州高山ふるさと納税」に対して下さいと、「ふるさと納税」に対する寄付金を100,000円のご寄付をいたしました。

ご寄付の趣旨に添いまして大目に活用させていただきを申上げご紹介させていただきます。

ご寄付の趣旨に添いまして大目に活用させていただきを申上げご紹介させていただきます。

心から感謝を申し上げます

去る3月18日、一般財団法人「群馬県森林・緑整備基盤in」もつたいない運動及び自然環境の保全と利用に関する事業に使つて下さいと、「上州高山ふるさと納税」に対して下さいと、「ふるさと納税」に対する寄付金を100,000円のご寄付をいたしました。

ご寄付の趣旨に添いまして大目に活用させていただきを申上げご紹介させていただきます。

ご寄付の趣旨に添いまして大目に活用させていただきを申上げご紹介させていただきます。

平成25年度分の保険料の納付期は平成26年3月31日、平成26年2月分の保険料の納付期は平成26年4月30日です。

はお済みですか。

はお済みですか。

平成25年度分の保険料の納付期は平成26年3月31日、平成26年2月分の保険料の納付期は平成26年4月30日です。

はお済みですか。

はお済みですか。



配偶者が退職したときにも届け出が必要になります。

配偶者が退職したときにも届け出が必要になります。

配偶者が退職したときにも届け出が必要になります。

配偶者が退職したときにも届け出が必要になります。

配偶者が退職したときにも届け出が必要になります。

配偶者が退職したときにも届け出が必要になります。

◎紙おむつ等給付事業

在宅の療養者である家族の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を支援するため、紙おむつ等の給付を行います。

①給付対象者

高山村に住所を有する在宅の排尿及び排便行為に支援を要する方で、次の各号のいずれかに該当する方
(1)介護保険法による介護認定の要介護1以上に該当する方

(2)高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する3級以上の障害にある方

(3)療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受け、その判定がAの方

②現物給付の限度額

1カ月あたり、要介護1及び2の方が3,000円以内、その他の方が5,000円以内。

◎寝具等クリーニング利用券支給事業

在宅の療養者である家族の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を支援するため、寝具等のクリーニングに使用できる利用券の支給を行います。

①給付対象者

高山村に住所を有する在宅の介護を要する方で、次の各号のいずれかに該当する方

(1)介護保険法による介護認定の要介護1以上に該当する方

(2)高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する3級以上の障害にある方

(3)療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受け、その判定がAの方

②利用券の限度額

1カ月あたり、5,000円（村が指定する業者でのみ使用可能）

◎ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業

高齢者のみの世帯の高齢者の健康保持及び孤独感の解消、並びに地域社会との交流を深めるため、配食サービスを行います。

①配食対象者 高山村内に住所を有する65歳以上の高齢者のみの世帯の方

②配食の方法

昼食を月曜日から金曜日（祝祭日等は除く。）の希望する日に社会福祉協議会の職員又はボランティアいぶきの方がご自宅にお届けします。

③利用料金 1食300円（利用者負担額）

◎緊急通報システム設置事業

虚弱なひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報システムを設置します。

①設置対象者

高山村に住所を有し、次のいずれかに該当する方

(1)おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者

(2)ひとり暮らしの重度身体障がい者

(3)その他村長が必要と認めた者を抱える高齢者のみの世帯

②設置費用及び利用料 全額村が負担（村の指定業者が設置）

◎高齢者バス回数券割引事業

交通弱者の高齢者が代替バスを利用する場合、回数券を割り引いて販売します。

①対象者 高山村に住所を有する65歳以上の方

②販売価格 通常価格3,000円を2,000円で販売します。

◎在宅高齢者等自立支援ホームヘルプサービス事業

介護保険法による要介護者等に該当しない方が支援を必要とする場合、自立支援ホームヘルプサービス事業を受けることができます。

①派遣対象者

(1)独居の方、(2)高齢世帯の方、(3)昼間介護者のいない方、(4)40歳以上65歳未満で介護を必要とする方、(5)

介護を放棄されている方、(6)災害により介護を必要とする方、(7)その他村長が必要と認めた方

②サービス内容 (1)家事に関する事、(2)相談、助言に関する事

③派遣回数 週2回程度で、1回の訪問時間は1時間程度とする。

④利用料 1回（1時間）150円、1時間を超える場合30分ごとに50円加算

高齢者の在宅生活を支えるための主なサービス

高山村では、在宅で高齢者等を介護する場合、介護保険事業以外でも永年住み慣れた自宅や地域で安心して生活が送れるように様々な高齢者福祉サービスを提供しています。

なお、サービスを受ける際には、所得や身体状況などにより自己負担額やサービス内容が異なる場合もあります。また、介護保険の事業等によるサービスが優先となる場合もありますので、ご不明な点は高山村役場住民課福祉係へお問い合わせください。

（平成26年4月現在）

◎在宅ねたきり老人介護慰労金支給事業

日常生活に著しい支障がある在宅の高齢者等を介護し、要件を満たす方に介護の労をねぎらうとともに、在宅福祉の増進を図るために介護慰労金を支給します。

①支給対象者

毎年4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日時点において次の要件をすべて満たす方を、居宅において1年以上継続して介護している方

(1)高山村に住所を有し、年齢が65歳以上であること。

(2)介護保険法による介護認定の要介護4又は5の状態が1年以上継続し、その期間中に施設等への短期入所及び入院等の通算日数が100日を超えないものであること。

②介護慰労金の額

要介護4の方を介護した場合は年額26万円以内、要介護5の方を介護した場合は年額30万円以内で、支給月は6月・9月・12月・3月です。

※1回あたりの支給額（要介護4…65,000円／要介護5…75,000円）

◎高齢者住宅改造費助成事業

高齢者の生活の質の向上及び在宅生活の継続を支援するため、高齢者のいる世帯の住宅内の改造費を助成します。

①高齢者介護用住宅改造費助成事業の対象者

(1)高山村に住所を有し、60歳以上で要介護2以上の介護認定を受けた高齢者がいる世帯

(2)生計中心者の前年所得税課税年額が8万円以下の世帯

②自立高齢者等住宅改造費助成事業の対象者

(1)高山村に住所を有し、60歳以上で自立、要支援及び要介護1のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみからなる世帯

(2)前年所得税非課税の世帯

③対象工事

高齢者の身体能力等から必要となるバリアフリー工事で家屋内の改造費及びこれに必然的に付随する附帯工事費用

④助成率及び助成限度額

助成率は助成対象費用の6分の5 助成限度額は50万円

⑤その他の事項

(1)高山村重度身体障害者（児）住宅改造費補助要綱による補助金を併せて交付を受けることはできない。

(2)介護保険制度における居宅介護（支援）住宅改修費と併用する場合は、介護保険制度の給付を優先することとする。

◎介護用車両購入費補助事業

ねたきり等の要介護者及び身体障がい者等を、同乗させ外出する場合に使用する車椅子仕様車両を購入する場合補助金を支給します。

①支給対象

次の各号のすべてに該当する方を同乗させ通院、通所等に使用するために、車椅子仕様の車両を新車で購入する場合。

(1)高山村に在住し住所を有する方

(2)次のいずれかに該当する世帯の要介護者及び介護家族

ア おおむね65歳以上のねたきり高齢者等を抱える世帯

イ 高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第5号の1・2級に該当する下肢・体幹の障がい者、又は下肢及び体幹重複障がい者のいる世帯

②補助率及び補助限度額

補助率は補助対象費用の3分の2 補助限度額は666,000円

人間ドック受診費補助制度について

本村では、人間ドックを受診された方に対し、下記のとおり受診費の補助を実施しています。社会保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者でそれぞれ補助額等が異なりますが、一人でも多くの方が受診され病気の早期発見・早期治療に役立て健康維持の一助にして頂ければと思います。

< 補 助 制 度 の 概 要 >

- 1 社会保険加入者**
- ・対象者 満30歳以上で本村に住所を有する者
 - ・補助対象 人間ドック
 - ・補助額 1人 10,000円を限度とする
(1人 年度1回のみ補助)
 - ・申請方法 住民課窓口に領収書・印鑑・口座番号がわかるものを持参してください。
 - ・受診方法 直接医療機関に予約をして受診してください。
 - ・医療機関 人間ドック受託可能な医療機関
- 2 国民健康保険加入者（一般・退職）**
- ・対象者 満35歳以上75歳未満で高山村の国民健康保険に1年以上加入している者、又は加入すると認められる者で国保税を完納している世帯に属する者
 - ・補助対象 人間ドック
 - ・補助額 1人 30,000円を限度とする
(1人 年度1回のみ補助)
 - ・申請方法 住民課窓口に領収書・印鑑・口座番号がわかるもの及び人間ドック健診結果を持参してください。
 - ・受診方法 直接医療機関に予約をして受診してください。
 - ・医療機関 人間ドック受託可能な医療機関

- ・その他 なお、村が実施している特定健診（集団健診・個別健診）を受けた方は、人間ドック受診費補助対象にはなりません。
- 3 後期高齢者医療加入者**
- ・対象者 群馬県後期高齢者医療被保険者で本村に住所を有し、保険料を完納している者
 - ・補助対象 人間ドック
 - ・補助額 1人 20,000円を限度とする
(1人 年度1回のみ補助)
 - ・申請方法 住民課窓口に領収書・印鑑・口座番号がわかるもの及び人間ドック健診結果を持参してください。なお、申請期間は4月から翌年1月末日までにお願いします。
 - ・受診方法 直接医療機関に予約をして受診してください。
 - ・医療機関 人間ドック受託可能な医療機関
 - ・その他 なお、村が実施しているご長寿健診（集団健診・個別健診）を受けた方と脳検査項目のみの脳ドックは、人間ドック受診費補助対象にはなりません。
- （お問い合わせ先）役場住民課（☎63-2111）

農業用ハウス等の受入れについて

吾妻東部衛生センターでは、中之条町（旧六合村を除く）・高山村・東吾妻町を対象に、先の大雪により倒壊した農業用ハウス等の受入れについて、下記によりお受けしますのでお知らせします。

○対象：一般家庭・農業者等

注意：解体業者などに依頼して解体した場合は、産業廃棄物に該当することから受入できません。
解体業者や産業廃棄物処理業者などへ相談してください。

○農業用ビニールハウス

・パイプ（金属製）
搬入可能です。（長さは約2mまでとします。）
処理手数料
事業として使用した農業用ビニールハウス⇒無料
家庭用として使用した農業用ビニールハウス⇒無料
・ビニール（ハウス用・農業用など）
→搬入できません。（農協、販売店、専門処理業者等へ相談してください。）
・ガラス（ハウス用）
→搬入できません。（農協、販売店、専門処理業者等へ相談してください。）

○カーポート

・塩ビ板・支柱（鉄・アルミ）・トタン板
搬入可能です。（長さは約2mまでとします。）
処理手数料⇒無料

・基礎のコンクリート

→搬入できません。（農協、販売店、専門処理業者等へ相談してください。）

○倉庫・車庫など

・木くず等
搬入可能です。（長さ約1m・太さ約10cmまでとします。）
処理手数料⇒無料

・スレート

→搬入できません。（農協、販売店、専門処理業者等へ相談してください。）

※2/28以前に搬入された分については、本人確認ができれば返金します。

問合せ先：吾妻東部衛生センター（0279）75-2099

◎保育所運営事業

保育に欠ける児童を保育するため、保育所を設置・運営します。

階層区分及び定義 (入所申込時)	保育料(月額)円		
	3歳未満	3歳以上	延長する場合
第1 生活保護法による被保護対象者(単給対象者を含む)	0	0	0
第2 住民税非課税対象者	5,000	2,000	1,000
第3 住民税課税対象者 均等割のみ	9,000	4,000	2,000
第4 住民税課税対象者 64,000円未満	14,000	7,000	3,000
第5 住民税課税対象者 64,000円以上 160,000円未満	23,000	12,000	4,000
第6 住民税課税対象者 160,000円以上 408,000円未満	32,000	13,000	5,000
第7 住民税課税対象者 408,000円以上	41,000	16,000	6,000

1 階層を区分する定義の住民税は、児童保護者の都道府県市町村民税合計額とする。

2 同一世帯から2人以上同時に入所している場合の保育料は、次により算出した額とする。

(1) 幼児数は、年齢の高い順から数える。

(2) 2人目の保育料=当該児童の徴収金額×0.5

(3) 3人目以降の保育料=無料

3 3歳未満の入所児童については、群馬県が実施する3歳未満児保育料軽減事業に基づき軽減する。

4 幼稚園児で朝のみ利用する場合は、課税区分なく1ヶ月2,500円とする。

5 一時預かりの場合は、課税区分なく日額1,000円とする。

6 上記2及び3の軽減は、4及び5には適用しない。

◎子育てサロン

民生委員・児童委員さんによる子育てサロンが毎月第2水曜日の午前10時30分から保健福祉センター内の児童館で開催されます。参加費は無料で楽しい遊具で遊んだり、新しいお友達作りの場としてご利用ください。
(※会場の都合により日程が変更となる場合があります。)

◎子育て支援センター

交流施設 なごみにおいて毎週火・木・土曜日に子育て支援センターが開設されます。同世代のお子さんをもつお母さん達でお気軽にご利用ください。
・ご希望があれば食改推の方が昼食を用意していただきます。（1食100円）
・隔週で木曜日は手作りのおやつを用意してお待ちしています。（1食100円）

◎要保護児童対策地域協議会

保護者のない児童又は保護者に監護されることが不適当であると認められる児童の適切な保護、又は保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦への適切な支援を図るため、高山村要保護児童対策地域協議会が設置されています。

・虐待かもと思われる事　・育児での悩み事　・その他児童に関する事等があればご相談ください。

◎各種保健事業

保健センターにおいて、胎児期を含めたお子さんの健康を守り健やかな成長のための各種健康診査、いろいろな病気からお子さんを守る予防接種、安心して育児にのぞめるよう支援する相談、教室を実施しています。

ことばが遅い、発達が気になる等の心配があるお子さんは専門家による相談や教室が受けられますのでご相談ください。

他に、赤ちゃんが欲しい人が特定不妊治療を受けた場合の治療費や中学3年生、高校3年生相当の年齢者のインフルエンザ予防接種費用の一部を助成しています。

子育て支援に関する詳細は下記にお問い合わせください。

●高山村役場住民課 63-2111 ●高山村保健福祉センター 63-1311
●高山村保育所・児童館 63-2812 ●児童相談所 0570-064-000

高山村6次産業推進事業補助金について

高山村では、村内の農林水産物を活用した6次産業化に取り組む方への支援により、特産品の創出や本村農林水産業の活性化を図ることを目的として、「高山村6次産業推進事業補助金」を交付します。村内の農林水産物を活用する新たな商品の開発などを検討されている方は是非ご活用下さい。

1. 6次産業化の定義

この補助金における6次産業化の定義とは、生産(1次)から加工(2次)及び販売等(3次)までを一括して行うもので、次のいずれかに該当するものとします。

- ①農林水産業者が生産から加工及び販売・流通までを一括して行う事業
- ②農林水産業者以外の方が、農林水産業者と連携して商品の開発及び提供を行う事業

2. 補助対象者

本村に住所を有していて、村税及び使用料等の未納がない方を対象とします。団体として事業を行うことも可能です。

3. 補助対象事業

補助の対象となる事業は、次のいずれかに該当する事業です。

- ①商品の企画・開発に関する事業
- ②販路の拡大に関する事業
- ③農産物等加工施設の新設及び改修等に関する事業
- ④地域食材供給施設等の新設及び改修等に関する事業
- ⑤農産物直売施設等の新設及び改修等に関する事業
- ⑥加工及び販売に係る機械設備等の導入・整備等に関する事業

(生産に係る機械設備等の導入は対象外とします。)

⑦その他村長が必要と認めた事業

4. 補助金交付の対象期間

平成25年度～平成30年度の6年間

5. 補助率及び限度額

補助対象事業に要する経費の50%以内で1事業當た

り10万円～300万円を限度とします。

ただし、1会計年度あたりの補助対象経費が20万円未満(消費税及び地方消費税は除く。)の場合は対象外とします。

また、事業実施が複数年にわたる計画であっても補助金額は合算して300万円を限度とします。

6. 事業の実施期間

事業の実施期間は、事業申請の年度内に完了する事業とします。

事業実施が複数年にわたる計画の場合であっても単年度毎に申請を行うこととします。

7. 申請方法

補助金の交付を希望される場合は、申請書類等に必要事項を記入のうえ役場農政課まで提出してください。申請書類等は役場農政課窓口でお受け取り下さい。

8. 書類の審査方法

村の事務的な審査を行った後に、高山村6次産業推進委員会において、事業計画の妥当性や実現性について審査を行い、村長が決定します。

9. 補助金の交付

この補助金は、高山村補助金等に関する規則及び高山村6次産業推進事業補助金交付要綱に基づく交付となります。

お問い合わせ先
高山村役場農政課農政係
☎0279(63)2111
内線54

1. 対象者	高山村では高等学校等(高等専門学校・専修学校等を含む)へ就学する生徒など、特別支援学校高等部を扶養する保護者で、ともに高校生等就学費補助金を受ける事業を実施していまさる方を対象としています。
2. 期間	高等学校等を卒業するまでの間(3年間を限度とします)。
3. 月額	5,000円
4. 申請手続	高等学校等の在学証明書、住民票(世帯全員)、印鑑を持参のうえ教育委員会に申請して下さい。
5. 申請期限	4月30日(水)まで
6. 問合せ先	教育委員会事務局 ☎0279-63-3046

就学援助費支給制度(準要保護)について

この制度は、高山村の小・中学校に在学する児童生徒で、経済的な理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して、学用品費・給食費及び修学旅行費等を支給する制度です。該当されると思われる方へは、別途教育委員会から通知をさせて頂きますが、通知がない場合でも該当される方は忘れずに申請して下さい。

○申請の方法

- ・「就学援助費支給認定申請書」に「就学援助費振込口座届出書」を添えて教育委員会に申請して下さい。申請書等は教育委員会にあります。
- ・前年度受給されていた方も、引き続き受給を希望される方は申請が必要になります。

○申請(認定)の目安

生活保護世帯に準ずる程度に困窮し、前年度又は当

該年度において次のいずれかに該当する者

- ア 生活保護を停止又は廃止された者
- イ 村民税の非課税又は減免を受けている者
- ウ 個人事業税の減免を受けている者
- エ 固定資産税の減免を受けている者
- オ 国民年金の掛金の減免を受けている者
- カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている者
- キ 児童扶養手当の支給を受けている者
- ク 生活福祉資金の貸付を受けている者
- ケ 経済的理由により生活状態が悪いと認められる者

○申請期限

・5月30日(金)まで

○問い合わせ先

教育委員会事務局 ☎0279-63-3046

